

生活情報誌「くらしすと」(10月号) 正誤表

3 ページ【トラブル Q&A】

A 5 行目

(誤) 今回のモデル勧誘（毎月の定期的な研修）の契約は特定継続的役務提供であるため、特定商取引法に基づき、契約書面を受け取ってから 8 日以内ならクーリング・オフができます。

(正) 今回のモデル勧誘の契約は、“キャッチセールス”に該当しますので、特定商取引法に基づき、契約書面を受け取ってから 8 日以内ならクーリング・オフができると考えられます。